

岩手県市町村総合事務組合条例第2号（令和元年6月5日公布）

市町村職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(適用範囲) 第2条（略） 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。	(適用範囲) 第2条（略） 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第5条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第6条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。 <u>ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</u>

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の市町村職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第2条第2項並び

に次項及び附則第4項の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

- 3 新条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第6条の3まで、第6条の5から第6条の10まで及び第8条の2の規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。
- 4 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する新条例第10条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。
- 5 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）附則第3条の規定による臨時的任用の職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の職員の定数の外にある職員に限る。）に係る退職手当については、前2項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。